

平成24年( )第 号 公金支出金返還請求控訴事件

控訴人(原告) 渋谷 登美子外2名

被控訴人(被告) 嵐山町長 岩澤 勝

(被告補助参加人) 松本 美子

## 第1準備書面

平成24年8月 日

東京高等裁判所民事第 部 御中

控訴人(原告)の訴訟代理人弁護士 佐 竹 俊 之  
同 弁護士 太 田 伸 二

## 目次

|       |   |      |
|-------|---|------|
| 第 1   | 総論                                      | 4 頁  |
| 第 2   | 平成 20 年度講師謝礼についての監査請求期間徒過にかかる「正当な理由」の存在 | 4 頁  |
| 1     | 原判決の判示                                  | 4 頁  |
| 2     | 原判決に存在する重大な瑕疵                           | 5 頁  |
| 3     | 原判決の犯した重大な事実誤認                          | 6 頁  |
| ( 1 ) | 原判決の判示                                  |      |
| ( 2 ) | 平成 20 年度のふれあい講座の案内の内容                   |      |
| 4     | 従来 of 裁判例の考え方からの逸脱                      | 7 頁  |
| ( 1 ) | はじめに                                    |      |
| ( 2 ) | 最高裁判例の考え方                               |      |
| ( 3 ) | 下級審裁判例の考え方                              |      |
| ( 4 ) | 原判決が取るべきであった判断方法                        |      |
| ( 5 ) | 本件における当てはめ                              |      |
| ア     | 現実に配布された平成 20 年度ふれあい講座の募集案内を前提とした場合     |      |
| イ     | 原判決の推測した事実を前提とした場合                      |      |
| ( 6 ) | 小括                                      |      |
| 5     | 結論                                      | 12 頁 |
| 第 3   | 被控訴人松本に対する講師謝礼支払いの違法性                   | 13 頁 |
| 1     | 原判決の判示                                  | 13 頁 |
| 2     | 原判決に存在する重大な瑕疵                           | 13 頁 |
| 3     | 地方自治法 232 条 1 項違反について                   | 14 頁 |

- ( 1 ) はじめに
- ( 2 ) 地方自治法 2 3 2 条 1 項違反についての判断基準について
- ( 3 ) 具体的検討

ア 概要

イ 有償で委託する必要性がないこと

( ア ) 健康ダンス教室の内容

( イ ) 健康づくり教室の内容

( ウ ) ボランティアによって運営される同種の事業の存在

( エ ) 小括

ウ 被控訴人松本の講師としての力量

エ 同和対策としての必要性への疑問

オ 結論

4 公序良俗違反 20 頁

- ( 1 ) はじめに
- ( 2 ) 解放同盟嵐山支部について
- ( 3 ) 被控訴人松本について
- ( 4 ) 具体的検討

5 結論 22 頁

## 第 1 総論

本件において、本件原判決には、

平成 20 年度の講師謝礼支払いにつき、監査請求期間を徒過したことは正当な理由があったにもかかわらず、これを認めなかったこと  
被控訴人松本美子に対する講師謝礼の支払いが違法な公金の支出にあたるにもかかわらず、これを認めなかったこと  
という 2 点において、瑕疵があり破棄を免れない。

以下、詳述する。

## 第 2 平成 20 年度講師謝礼についての監査請求期間徒過にかかる「正当な理由」の存在

### 1 原判決の判示

原判決は、この争点について、以下のように判示している。

- (1) まず、被控訴人松本に対する平成 20 年度の講師謝礼 23 万円が、平成 21 年 3 月 5 日に支払われたものであるところ、控訴人らが本件監査請求を行ったのは平成 22 年 5 月 6 日であり、講師謝礼の支払いという財務会計上の行為があった日から監査請求期間である 1 年が経過した後であったことを認定した。その上で、監査請求期間の徒過について、地方自治法 242 条 2 項ただし書がいう「正当な理由」の有無を判断するとした。
- (2) 次に、この「正当な理由」の有無を判断する基準として、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかという基準を提示している。そして、ここでいう「相当の注意力」をもってする調査について、マスコミ報道等により受

動的に知った情報にのみ注意を払っていれば足りると解すべきではなく、住民であればいつでも閲覧等を行うことができる情報については、閲覧等を行うことができる状態に置かれた時点で、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば知ることができたものと解するのが相当であるとしている。

- (3) その上で、本件について、平成21年度のふれあい講座にかかる受講生募集の案内(甲127)が吉田地区の住民に配布され、同案内には講座の内容とともに講師の氏名も明記されていることをもって、平成20年度についても同様の案内が配布されていたものと推察され、被控訴人松本が同年度のふれあい講座講師を務めたことは、上記案内によって客観的に明らかになっていたものといえるとした。そして、これに対する謝礼の有無は、その支出の当初の時点において、嵐山町の住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば客観的に知ることができたとして、「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合」にあらず、「正当な理由」は認められないとした。

(なお、控訴人岡野及び控訴人彌永が、控訴人渋谷による政治倫理条例14条1項に基づく審査請求について報じた平成22年3月4日付の新聞記事によって初めて知ることができたという主張についても、新聞報道等の受動的に知ることのできる情報にのみ注意を払っていたとしても相当な注意力をもって調査したとはいえないとして、否定している。)

## 2 原判決に存在する重大な瑕疵

上記のような原判決には、平成20年度のふれあい講座の受講生

募集の案内の内容という前提事実を誤って推測したことによる事実誤認、従前の最高裁判例・下級審裁判例から外れたあてはめを行っていることという重大な瑕疵が存在する。

以下、詳述する。

### 3 原判決の犯した重大な事実誤認

#### (1) 原判決の判示

原判決は、上記第2・1(3)のとおり、吉田地区に平成20年度にふれあい講座についての受講生募集の案内が配布されたことを「推察」し、そこには平成21年度の案内(甲127)と同様に講師の氏名が記載されていたはずであると、その案内の内容についても「推測」を行った上で、被控訴人松本が講師を務めたことは上記案内によって明らかであったとした。その上で、支出の当初の時点(平成21年3月5日)から、情報公開等の方法によって講師謝礼の支払いという財務会計行為の存在と内容は知り得たとしている。

しかし、このような原判決の判示は、大きな誤りを犯している。

#### (2) 平成20年度のふれあい講座の案内の内容

本件控訴に先立って入手した、平成20年5月30日付「吉田集会所『ふれあい講座』受講生募集について(ご案内)」(甲164)という文書は、まさに原判決がその存在を「推察」した平成20年度のふれあい講座についての受講生案内の文書である。

しかし、その内容は、原判決が行った「推測」の内容とは異なり、「健康ダンス教室」について被控訴人松本が講師を務めることについての記載は存在しないのである。

したがって、原判決の判示は、その前提事実を誤って「推測」し、その誤った「推測」を基に判断したものであって、重大な事実誤認

を犯しているのであるから原判決を維持することは許されない。

#### 4 従来の裁判例の考え方からの逸脱

##### (1) はじめに

また、仮に、原判決の「推測」どおりの事実（平成20年度の受講生募集の案内に、被控訴人松本が講師であると明記されていた）としても、これまでの判例・裁判例からは、上記の結論を導くことができるわけではない。

たしかに、原審が用いた「正当な理由」の存否に関する判断基準は、原判決が引用する最高裁判例のほかにも広く用いられている基準である。また、「相当な注意力」をもってする調査についての判断基準についても、東京高判平成19年2月14日・判タ1265号204頁などにも見られるものであって、これら判断基準自体については争うものではない。

しかし、下記に示したような、これらの事案における実際の当てはめ状況を見ると、本件のような事情において、相当の注意力をもって調査を尽くせば客観的に明らかという当てはめとなるかについては疑問であると言わざるを得ない。

##### (2) 最高裁判例の考え方

最二小判昭和63年4月22日・最高裁判所裁判集民事154号57頁（甲165）

かんがい排水事業の用地買収にかかる補償金が秘密裏に支出されていたことについて、同事実を記載した町の広報誌が全戸に配布されたことをもって、その時点では違法・不当な支出があったことを知り得たとして、そこから1年以上経ってからの監査請求について「正当な理由」を認めなかった。

最一小判平成 14 年 9 月 12 日・民集 56 卷 7 号 1481 頁(甲 166)

平成元年 12 月 12 日、毎日新聞、朝日新聞が、同月 11 日開催の市議会普通決算特別委員会において、市が昭和 63 年中に行った不明朗な支出についての指摘があったことを報道したこと及び同月 13 日に京都新聞が、同月 12 日開催の市議会構成委員会において、市が昭和 63 年中に行った不明朗な支出についての指摘があったことを報道したことから、遅くとも平成元年 12 月 13 日には、相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件各財務会計行為を知ることができたとして、「正当な理由」がないとした。

最三小判平成 14 年 9 月 17 日・最高裁判所裁判集民事 207 号 111 頁(甲 167)

市が購入した土地の売買価格が高額か否かについて争われていたところ、当該売買契約に関しては、都市計画案の縦覧並びに本件各土地の所有権移転登記及び市土地台帳への登録がなされており、また、平成 2 年度及び平成 3 年度の各予算説明書及び決算説明書(売買代金額の平均値についての記載がある)に事業費に関する記載があることなどから、上記各決算説明書が一般の閲覧に供されて市の住民がその内容を了知することができるようになったところには、相当の注意をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたが、その時期が記録上明らかでないとして原審に差し戻した。

最一小判平成 18 年 6 月 1 日・最高裁判所裁判集民事 220 号 353 頁(甲 168)

鎌倉市の勸奨を受けて退職し再就職した職員の給与の上乗せ分を、業務委託費の名目で再就職先の団体に支払っていたことが争われた事案で、平成12年4月28日付の神奈川新聞（神奈川県内の有力紙であり、鎌倉市の一般住民も容易に閲読することができたと認定）において同事実が報道されたことをもって、当該報道がなされた日ころには、市の一般住民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたとして、「正当な理由」がないとした。

上記のような最高裁判例の実際の当てはめの状況からすると、全戸配布の広報誌や全国紙又は地方有力紙の報道がなされた時期をもって、相当の注意力をもって調査することが可能な時点としているように見える。

その傾向は、以下に述べる下級審裁判例でさらに顕著となる。

### （3）下級審裁判例の考え方

京都地判平成15年3月27日・判タ1131号117頁（甲169）

「正当な理由」及び「相当の注意力」については本件とほぼ同じ規範を用いつつ、問題となっている委託契約の存在及び内容については、予算や決算の状況から直ちに判明するものではなく、府の一般住民がこれを知ることが通常はなく、それを知り得るのは容易ではなかったとして、府議会の会議案や予算に関する説明書、会議録などを府の情報公開条例で入手すれば知り得たという被告（京都府）の主張を排斥した。その上で、京都府の一般住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をする

に足りる程度に本件各業務委託契約の存在及び内容を知ることができた時を、平成9年4月27日付の朝日新聞によって報道された時とし、「正当な理由」があると認めた。

この他、「正当な理由」の存在を認めなかった各判決（東京高判平成19年2月14日・判タ1265号204頁、大阪地判平成19年7月12日・判タ1253号152頁など）においても、対象となる財務会計行為の存在及び内容を知り得た時点を、全国紙において報道がなされた時点としている。

#### （４）原判決が取るべきであった判断方法

上記の最高裁判例及び下級審裁判例の状況は、原判決の用いた基準とほぼ同じ基準（「相当の注意力」をもってする調査について、マスコミ報道等により受動的に知った情報にのみ注意を払っていれば足りると解すべきではないとするもの）を用いてはいるものの、対象となる財務会計行為を知り得た時点については、マスコミ報道などがなされた時点をもって、その存在及び内容を知り得たとするものがほとんどである。

その中でも の裁判例は、府議会の会議録などが情報公開によって得られるとしても、府の一般住民には容易にアクセスができるものではないという実情を考慮して、マスコミ報道がなされるまでは知り得なかったとしているのである。

このことからすれば、原判決が用いた基準に則って判断をしても、マスコミ報道又はそれに近いくらいに周知力のあるもの（自治体の広報誌など）によって財務会計行為を知り得た時点をもって、相当の注意力をもって調査すれば知り得た時点とするのが妥当である。

( 5 ) 本件における当てはめ

では、本件において、マスコミ報道又はそれに近いくらいに周知力のあるものによって財務会計行為を知り得た時点はどの時点になるのでしょうか。

ア 現実に配布された平成 20 年度ふれあい講座の募集案内を前提とした場合

この点、すでに述べたように、平成 20 年度のふれあい講座の受講生募集の案内に講師の名前がなかったことを前提とすれば、平成 20 年度中に控訴人らが知る機会はなかったのであり、少なくとも控訴人岡野及び控訴人彌永との関係では、控訴人渋谷による政治倫理条例 14 条 1 項に基づく審査請求について新聞が報じた平成 22 年 3 月 4 日に初めて、同講座の講師を務めた松本に対する謝礼の支払いの可能性を知り得たというべきである。

イ 原判決の推測した事実を前提とした場合

また、仮にこれらの講座の案内の内容について、原判決が推測したように、訴外松本が講師を務めたことが認識できる内容だったとしても、これをもって講師謝礼の支払いという財務会計行為を知り得たとすることはできない。

なぜなら、ふれあい講座の案内は、吉田地区の居住世帯に限って配布がなされているものであって、それ以外の地域に住んでいる控訴人を含む住民には配布がなされていないからである。

そのことは、平成 23 年度第 1 回嵐山町立吉田集会所運営委員会の「会議録」( 甲 170 ) において、ふれあい講座の「募集の対象はどうなっていますか」との問に対して、町の小林英三社会教育指導員が、「吉田地区全体に町の広報と一緒に各戸配布して

募集しています」と回答していることから明らかである。

このような自治体による配布物は通常、配布を受けた世帯からその他の世帯に交付されて広まるようなことは想定できないのであって、「住民であればいつでも閲覧等を行うことができる情報については、閲覧等を行うことができる状態に置かれた時点で、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば知ることができたものと解するのが相当である」とする原判決の用いる基準がいう、「住民であればいつでも閲覧等を行うことができる情報」に当たらないことは明らかである。

よって、仮に原判決の推測した事実を前提としても、ふれあい講座の受講生募集の案内の配布をもって、平成20年度中の講師謝礼支出の当初の時点で財務会計行為の存在と内容を知り得たとする原判決の認定は誤りであって、上記のとおり、少なくとも控訴人岡野及び控訴人彌永との関係では、新聞報道のなされた平成22年3月4日に初めて知り得たというべきである。

#### (6) 小括

以上のとおりであるから、原判決が認定したような、平成21年3月5日の講師謝礼の支払いの当初から、財務会計行為の存在を控訴人が知り得たとすることはできず、地方自治法242条ただし書のいう「正当な理由」があることは明らかである。

#### 5 結論

以上の通りであるから、平成20年度のふれあい講座講師謝礼23万円及びこれに対する平成21年3月6日から支払い済みまで年5分の割合による金員の返還請求をするよう被控訴人嵐山町長に対して求めた部分を却下した原判決は破棄を免れない。

### 第3 被控訴人松本に対する講師謝礼支払いの違法性

#### 1 原判決の判示

原判決は、この争点について、概要以下のように判示している。

- (1) 地方自治法232条1項が、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費等を支弁するものとしているところ、被控訴人松本に対する講師謝礼の支払いは、平成21年度は23万円と合理性を欠くほどに高額ではなく、町の事務を処理するために必要な経費の支弁であって違法ではないとした。
- (2) 町と被控訴人松本との間での業務委託契約は、地方自治法92条の2または町政治倫理条例8条に違反するものであって、違法であるという控訴人の主張については、地方自治法92条の2は議員の身分保持の要件を定めるものに過ぎず、契約等の効力について定めたものではないこと、政治倫理条例についても同様であることとして、控訴人の主張を退けている。
- (3) 次に、被控訴人松本が、町議会議員であるにもかかわらず講師の仕事をしたことが政治倫理条例に違反し、公序良俗(民法90条)に違反することになって無効であると主張したと整理した上で、被控訴人松本が町の依頼を受けてふれあい講座の講師を務めたことが公序良俗に反する違法性の強いものではないとして、控訴人の主張を退けている。

#### 2 原判決に存在する重大な瑕疵

上記のような原判決は、地方自治法232条1項違反、公序良俗(民法90条)違反という2点において、下記に述べるような重大な瑕疵があるため破棄を免れない。

以下、詳述する。

### 3 地方自治法 232 条 1 項違反について

#### (1) はじめに

本件における、嵐山町から被控訴人松本に対する講師謝礼の支払い、地方自治法 232 条 1 項に違反するものである。

以下詳述する。

#### (2) 地方自治法 232 条 1 項違反についての判断基準について

本件と同様に地方自治法 232 条 1 項違反が問題となった裁判例として、東京地判平成 9 年 4 月 25 日・判時 1610 号 59 頁がある(甲 171)。

同事案は、東京都が平成 6 年 5 月に行った第 93 階関東甲信越監査委員協議会にについて、同協議会は華美に過ぎ、これに対する公金の支出には社会通念を逸脱した違法があるとして、都の住民である原告が提訴したものである。

同事案に対する判断の冒頭で、裁判所は以下のように判示し、地方自治法 232 条 1 項違反の判断基準を示している。

「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるから(地方自治法 232 条 1 項)、具体的な支出を普通地方公共団体の事務処理のための経費と解することができない場合、当該支出は違法というべきである。また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず(同法 2 条 1 3 項 \* 現 2 条 1 4 項)、経費はその達成するために必要かつ最少の限度を超えて支出してはならないとされている(地方財政法 4 条 1 項)から、普通地方公共団体の事務処理経費に該当する場合であっても、右規定に抵触する各個の経費の支出は違法と評価され得るものというべきである。もっと

も、予算の執行において、事務の目的に従った最大効果を達成するために何をもって必要かつ最少の限度というべきかは、当該事務の目的、当該経費の額のみならず、予算執行時における経済状態、国民の消費及び生活の水準等の諸事情の下において、社会通念に従って決定されるべきものであるから、第一次的には、予算の執行権限を有する財務会計職員の社会的、政策的又は経済的見地からする裁量に委ねられているものと解するほかはない。したがって、具体的な支出が当該事務の目的、効果との均衡を欠いているときは不当の評価に止まるものであるとしても、具体的な支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は社会通念に照らして目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する財務会計職員に与えられた前記裁量を逸脱してされたものと認められるときは、違法というべきである。」（下線部及び\*以下は控訴人代理人による。）

同裁判例では、上記のような判断基準の下、具体的に支出の内容を精査し、その支出の一部を違法としている。

これに対して、本件原判決が用いていると考えられる判断基準は「松本が提供した役務に対する謝礼として合理性を欠くほどに高額」であるか否かという、もっぱら金額の多寡のみを問題とするものである。

しかし、例え支出の金額が少額にとどまるとしても、上記裁判例が引用する地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項からすれば、違法と判断すべき場合があるのであって、原判決のような判断基準に基づいて判断することは妥当ではない。

### (3) 具体的検討

#### ア 概要

以下では、嵐山町から被控訴人松本への講師謝礼の支払いが、社会通念と照らして目的効果との均衡を著しく欠き、予算執行権限を有する財務会計職員に与えられた裁量を逸脱するものであることについて、具体的に論述する。

この点について、本控訴審においては、被控訴人松本が講師をしていたふれあい講座の内容が、ボランティアによって運営されている他の事業と変わりがなく、有償で委託をする必要性が疑わしいこと、被控訴人松本には、町が講師謝礼を支払ってまでふれあい講座の講師を依頼すべきほどの力量はないことについて論じることとする。

#### イ 有償で委託する必要性がないこと

##### (ア) 健康ダンス教室の内容

被控訴人松本は、吉田地区の高齢者を対象としたふれあい講座健康ダンス教室及び健康づくり教室の講師を務め、講師謝礼を得ていた。その金額は、今回返還請求の対象となっている平成20年度及び平成21年度で各23万円である。

被控訴人松本が、健康ダンス教室で行っていたことは、永井みゆき「大阪すずめ」、ピンキーとキラーズ「恋の季節」といった歌謡曲に振りを付けて踊るという創作ダンスの指導である(甲172)。

しかし、このような創作ダンスを実際に発表した場が嵐山町の祭りである「嵐山まつり」や、「比企郡市人権フェスティバル」などといった場で、競技としてダンスを高めるものではなかったこと、教室を通じて目指されたのが「受講生の健康維持増進」であったこと(甲172)などからすれば、これについ

て「指導」ということがそもそも必要だったかが疑問である。

むしろ、単に見守り役としてのボランティアスタッフがいれば、参加者の自主性によってダンスを行うことも十分可能な程度のものであったと思われる。

そうであるとすれば、健康ダンス教室について、あえて講師を被控訴人松本に有償で委託する必要性があったとは認めがたい。

(イ) 健康づくり教室の内容

また、被控訴人松本が講師を務めていた健康づくり教室についても、75歳以上の高齢者を集め、月見団子を作って月見会をしたり、青い山脈に合わせて簡単な体操をしたりといった会である(甲173)。

このような内容の会であれば、後に述べるような同種の事業がボランティアスタッフによって運営されているのであって、これをあえて有償で被控訴人松本に委託すべき必要性があったとは認めがたい。

(ウ) ボランティアによって運営される同種の事業の存在

嵐山町では、地域の高齢者が家に閉じこもって一人で過ごすことを防ぐために、地域住民のコミュニティ事業として、高齢者を集会所に招待して体を動かしたり、食事を共にしたりする事業が「うきうきサロン」などの名称で実施されている(甲174、甲175-1~3)。

「うきうきサロン」という事業についていえば、参加者で料理を作って食事会をしたり、歌に合わせて体を動かしたりするという点では、吉田集会所で行われるふれあい講座と共通する

ものである。

しかし、それについては、町の社会福祉協議会から参加者1人あたり100円程度の補助費が出るものの、企画をする地区の役員や、企画運営に参加する地域住民は無償のボランティアであり、場合によっては不足分の食材費を持ち出しで行うこともあるほどである(甲149)。

その一方で、吉田地区で行われるふれあい講座については、講師謝礼が支払われるのであって、不公平感は払拭できない。

#### (エ) 小括

以上のような無償のボランティアによる同種事業が行われていることからすれば、吉田地区における健康教室もボランティアによる運営が可能ならずであるし、町内他地区との均衡の点からしてもそれが妥当なはずである。

したがって、被控訴人松本に有償で委託をすべき必要性は認められない。

#### ウ 被控訴人松本の講師としての力量

また、仮にふれあい講座ダンス教室について、有償の講師が必要だとしても、以下に述べる理由から、被控訴人松本がその講師にふさわしい力量を有していたとは認められない。

原審において、被控訴人松本の健康ダンス教室の指導者としての資格について、控訴人が疑問を呈したところ、被控訴人松本は、立花流民謡部指導資格流法に基づく指導資格があると主張した(乙1)。

しかし、当該「立花流」の詳細は、被控訴人松本による準備書面2の第3・1の記載によっても依然として明らかにはなってい

ない。

また、当該記載を前提とした場合でも、立花流の流派自体は30年から20年以上前には活動が低調だったわけであるから、その時期以降、被控訴人松本が指導者としての力量を高める場を持たなかった可能性が高い（被控訴人松本が、立花流以外で、踊り（及びその指導）の技術を維持向上させる取組を行っていたという主張はなされていない）。

そうだとすると、現時点において、被控訴人松本が、健康ダンス教室の講師として、1日あたり1万円の講師謝礼を受け取れるほどの指導者としての力量を有していたかについては、甚だ疑問であると言わざるを得ない。

#### エ 同和対策としての必要性への疑問

これに対して、被控訴人らは、ふれあい講座には同和対策事業としての目的があり、そのために地域リーダーとしての被控訴人松本に講師を依頼したという主張を行ってきている。

しかし、上記のとおり、ふれあい講座健康ダンス教室及び健康づくり教室で行われている内容は、他の地区で行われている同種事業の内容と違いがなく、そこに「同和対策事業」としての特色を見いだしがたい。現に、被控訴人らは、ふれあい講座健康ダンス教室及び健康づくり教室で行われているどのような内容が「人権意識の高揚や差別や偏見のない明るい地域作りを進める」（被控訴人嵐山町長準備書面（3）より）ことに資するのかについて、具体的な主張をしていない。

であるとするれば、他地区と同様に取り扱うことこそが、公平というべきである。

## オ 結論

以上のとおりであるから、嵐山町から被控訴人松本への講師謝礼の支払いは、社会通念に照らして同和対策事業という目的、効果との均衡を著しく欠くものであって、予算の執行権限を有する財務会計職員に与えられた前記載量を逸脱してされたものと認められるから、地方自治法232条1項に違反することは明らかである。

### 4 公序良俗違反

#### (1) はじめに

上記3で述べたとおり、嵐山町では同種事業が無償のボランティアによって運営されているという実績があるにもかかわらず、吉田地区に限って有償での委託が行われている背景には、被控訴人松本及び被控訴人が代表を務める部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部（以下「解放同盟嵐山支部」という。）を懐柔するためという目的が明白であって、そのような目的の下に嵐山町と被控訴人松本の間には結ばれた委託契約については公序良俗に違反するものとして無効である。

以下、その理由について詳述する。

#### (2) 解放同盟嵐山支部について

解放同盟嵐山支部は、1年間に3回、嵐山町との間で「市町村交渉」を行っている。

その交渉議題は多岐にわたり、多額の予算の支出を求めるものも多い。例えば、「2008年度第2次市町村交渉の申し入れ」（甲141）を見ると、「(10)集会所事業の予算確保について」などは、集会所の建て替えを求めるものであり、その実現には多額の予算を

必要とするものである。また、「( 1 5 ) 団体助成金について」は、団体に対する補助金の減額等を牽制するものとなっている。その他の交渉議題についても、予算の支出がかかわるものが多い。

このような要求の実現を求める直接交渉が、年間3回にわたって行われるとなると、その団体との交渉を穩便に済ませたいという感情が、町行政側に生じたとしても不思議ではない。

### ( 3 ) 被控訴人松本について

そのような思いを、町行政に対して強くさせる存在が、被控訴人松本である。

被控訴人松本は、解放同盟嵐山支部長である一方、町議会議員でもあるが、議会において強い存在感・影響力を示していた。

平成22年3月定例議会の予算特別委員会において、控訴人渋谷が「水平社」などの存在を歴史的事実として発言したものに対し、被控訴人松本は「差別的なる発言」であるとして動議を出し、その結果、差別発言にあたるかの調査のために同委員会が2時間ほど休会となったことがあった(甲103)。

被控訴人松本が、町議会においてこのような強い存在感・影響力を持ち得るのも、同人が解放同盟嵐山支部の支部長を務めていることと無関係ではない。

### ( 4 ) 具体的検討

嵐山町行政が、本件で問題となっているような被控訴人松本への講師の依頼とそれに伴う謝礼の支払いを行ってきた背景には、上記のような解放同盟嵐山支部とその支部長で町議会議員の被控訴人松本の存在があったことは間違いない。町行政としては、そういった団体と議員を懐柔するために、そのような支出を続けてきた。

このように、地方自治体の幹部が、団体や個人を懐柔するために公金から支出を行っていたとすれば、その前提となる契約は不当な目的によるものとして公序良俗に違反し、無効である。

したがって、嵐山町が被控訴人松本に対して支払った講師謝礼については、これが無効な契約に基づくものとして不当利得（民法703条）にあたることとなり、被控訴人嵐山町長は、これについて返還請求をすべきである。

## 5 結論

以上のとおりであるから、嵐山町から被控訴人松本に対する講師謝礼の支払いは違法なものであることは明らかであって、被控訴人嵐山町長は、被控訴人松本に対し、ただちにその返還を請求すべきである。

以 上